

成人肺炎球菌予防接種

肺炎球菌は、肺炎、慢性気道感染症、副鼻腔炎、中耳炎などの原因になる細菌で、健康な人の鼻、のど、上気道にしばしば存在し、感染者の痰、鼻水などから感染します。感染しても症状が出ない人が多く、体力や免疫力が低下すると肺炎などを発症しやすくなります。

これを受け市では、平成28年度は次の対象者に対し助成を行います。

市に住民票がある方で、成人肺炎球菌を接種したことのない次のいずれかの要件に該当する方

①当該年度末年齢が、65・70・75・80・85・90・95・100

②当該年度末年齢60～64歳の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸

器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方（各障がいについて、身体障害者手帳1級および2級所持者）

※施設に入所している方や病院に入院している方で、県外の医療機関で接種を希望する方は、事前に健康増進課へお問い合わせください。

◆対象の方には4月末に予診票をお送りします。

予防接種予診票送付のお知らせ

麻しん風しん混合（MR）第2期・日本脳炎第2期・二種混合第2期の予防接種予診票は、下記表の予診票郵送時期に郵送します。お手元に予診票が届きましたら、なるべく早めに接種するようにしましょう。

■日本脳炎特例措置対象者

◎平成8年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

平成8年4月から平成19年4月1日生まれの方で、積極的な勧奨の差し控えにより日本脳炎予防接種を接種する機会を逃した日本脳炎特例措置対象者に

接種を希望する場合は、事前に健康増進課へお問い合わせください。

長期里帰りしている定期予防接種対象者の方へ

定期予防接種対象者で入院や入所、やむを得ない事情などで茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関および予防接種要注者制度の指定医療機関以外で接種を希望する方は、接種予定日の1カ月前までに健康増進課へご相談ください。対象者は次の①②のとおりです。

■対象者

①茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関および予防接種

■助成接種期間

4月1日（金）～平成29年3月31日（金）

種要注意者制度の指定医療機関以外の病院などに入院・入所している定期予防接種対象者
②茨城県外にやむを得ない事情で長期里帰りなどをしており、茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関外での接種を希望している定期予防接種対象者

■予診票郵送時期

ワクチン	対象年齢	予診票送付時期	備考
麻しん風しん混合(MR) 第2期	小学校就学前の1年間(年長にあたる1年間)	4月上旬	【接種期限】平成29年3月31日(金)
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満	9歳の誕生日月の翌月※1	特例措置対象者がいます。
二種混合(DT) 第2期	11歳以上13歳未満	11歳の誕生日月の翌月※2	—

※1.平成28年3月に9歳になった方は平成27年度当初にすでに発送しています。
※2.平成28年3月に11歳になった方は、平成27年度当初にすでに発送しています。

《平成28年度対象者》

年齢	生まれた期間
65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日
100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日